**令和２年度 ドバイにおける**

**兵庫県産農林水産物等プロモーション事業のご案内**

**【参加応募要領】**

■■ 申込締切：2020 年11月30日（月）■■

イスラム圏の人口は世界の1/4を占める非常に大きな市場であり、日本食材の新たな販路開拓先として、今、注目されています。

当協議会では、ドバイにおいて、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品の商談会を実施することにより、ドバイ市場への販路開拓・拡大に向けた取組を支援し、県産品の認知度向上と継続的な取引の実現を目指します。

**１　商談会について**

 **ドバイ５つ星ホテルのレストランにおけるシェフやバイヤー等との商談会**

事業参加者が出品する県産品について、現地のレストランシェフやバイヤー等を集めて商品説明・商談を実施します。また、シェフ・バイヤー等からの評価や反応を把握し、事業参加者へフィードバックします。

①　時　期：令和３年２月下旬

②　場　所：レストランTOMO［ドバイラッフルズホテル内］

③　参加バイヤー・シェフ：15～20社程度

【レストランTOMO】

ドバイの５つ星ホテルラッフルズドバイ内にある日本食料理店。日本人シェフが提供する本格的な日本食料理をドバイの美しい夜景とともに楽しむことができる。

**２　参加条件**

**（１）参加商品は以下ア～キの条件をすべて満たすこと**

ア　兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。

イ　日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。

ウ　加工品の場合、製造日から賞味期限までが原則として90日以上であること。

エ　ドバイの規制等をクリアしているもの。

　　オ　裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。

　カ　特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。

キ　英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、当協議会が求めた際は速やかに提出できること。

**（２）事業参加者は　以下ア～キの条件をすべて満たすこと**

ア　兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。

イ　ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。

（事業参加申込みと同時登録で可）

ウ　商品の輸出に意欲的であること。

エ　参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なくご協力いただけること。

オ　事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

カ　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員でないこと。

キ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

**３　参加申込方法**

参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

　(メールタイトルにドバイプロモーション申込（貴社・貴団体名）と記載してください。)

なお、提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

**（１）申込書提出先【メールにて送付】**

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

E-mail　 shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp

※　恐れ入りますが、メール送付後、事務局から３日以内（土日祝除く）に返信がない場合、電話にてご連絡願います。（TEL:078-362-9213）

**（２）提出期限**

令和２年11月30日（月）

**（３）提出書類：参加申込書**

①　参加申込書（様式１）

②　商品情報シート（様式２）

※　今回出展する商品を記載してください。

**４　出品者選考**

参加申込多数の場合、応募状況により品目数を調整させていただくことや、参加のご希望に添えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

参加者、参加商品選考は、事務局が運営委託事業者と協議のうえ、上記の参加条件を満たしていることのほか、「出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか」「出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か」などの観点から選考します。選考結果は募集締め切り後、追ってご連絡いたします。（選考結果の理由については原則、お答えできません）。

**５　参加事業者の費用負担**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加商品数 | １商品 | ２商品～ |
| 費用負担 | ２万円 | ４万円 |

**（１）参加料に含まれるもの**

　　ア　日本国内指定場所からドバイへの参加サンプル商品の輸送に係る経費

　　イ　プロモーション料

　　　　商談会費用、参加事業者向けフィードバック資料作成など

**（２）参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）**

　　ア　商談会における試食用商品及び商品サンプル

　　イ　日本国内指定場所への商品輸送費

　　ウ　その他、上記以外の経費

**６　免責事項**

（１）本事業終了後、参加商品は試食用・サンプル用商品を含め返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。

（２）参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。

（３）本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。

（４）本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。

（５）本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。

（６）社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。

（７）当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

**７　問い合わせ先・申込先**

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

担当：藤木、寺尾

ＴＥＬ：　０７８－３６２－９２１３

ＦＡＸ：　０７８－３６２－４２７６

E-mail： shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp